様式 ６２

 充てん設備の技術上の基準に関する説明書

|  |  |
| --- | --- |
|  充てん設備の使用の本拠の名称 |  |
|  充てん設備の使用の本拠の所在地 |  |
|  貯蔵能力 |  Ｋｇ |  貯蔵施設の記号及び番号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  項 目 |  条 項 |  対応事項 |
|  貯蔵設備の形態 |  64条１号 |  □ 貯蔵設備は容器であること。 |
|  耐圧試験 |  ２号 |  □ 耐圧試験に合格するものであること。 |
|  気密試験 |  ３号 |  □ 気密試験に合格するものであること。 |
|  肉厚 |  ４号 |  □ 告示で定める肉厚を有すること。 |
| ポンプ等の構造 |  ５号 |  □ 軸シール部のない構造のもの。 □ 起動及び停止スイッチは、遠隔操作ができる ものであること。 |
|  発電器の構造 |  ６号 |  □ 発電器は火花を発生しない構造であること。 |
| 充てんホース |  ７号 |  □ 鋼線編組式ホースであること。 |
|  ８号 |  □ 安全継手を設けること。 |
|  ９号 |  □ ｶｯﾌﾟﾘﾝｸﾞ用液流出防止装置を設けること。 |
| 均圧ホース |  10号 |  □ 鋼線編組式ホースであること。 □ 安全継手を設けること。 □ 脱着用のカップリングを設けること。 |
|  緊急遮断装置 |  11号 |  □ 緊急遮断装置を設けること。 |
|  液封防止措置 |  12号 |  □ 液封による配管又は充てんホース破損を防止 する機能を有する構造であること。 |
|  液面計 |  13号 |  □ 容器には、液面計を設けること。 |
|  温度計 |  14号 |  □ 容器には、温度計を設けること。 |
|  圧力計 |  15号 |  □ 圧力計を設けること。 |
|  誤発信防止装置 |  16号 |  □ 誤発信防止装置を設けること。 |
|  緊急停止スイッチ |  17号 |  □ 緊急停止スイッチを設けること。 |
| 緊急停止・警報 |  18号 |  □ 充てん作業中に、異常を検知した場合に、緊 急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポ ンプ又は圧縮機の停止及び発電器を使用して 　 いるものにあっては発電器の停止を同時に行 う機能を有し、かつ、その場合に警報を発し 又は表示する装置を設けること。 |
| 使用の本拠の所在地 | 明示 | 19号 | 14-1 | □ 使用の本拠の所在地が明示されていること。 |
| 警戒標 | 14-2 | □ 警戒標が掲げられていること。 |
| 保安距離 | 14-3 | □ 必要な保安距離を有すること。 |
| 障壁 | 14-4 | □ 保安距離を有しない場合は障壁を設けること。 |
| 滞留しない構造 | 14-5 | □ 滞留しない構造であること。 |

（記載要領）

 １．該当しない欄は抹消すること。

 ２．対応事項は、必要によって別紙に説明書を添付すること。

 ３．該当する□には✔を付すこと。